

2026 年 9 月 29 日
公益財団法人茨城県開発公社
(担当：施設管理課 小徳・森山)

いこいの村涸沼の営業休止に関するお知らせ

公益財団法人茨城県開発公社が所有・運営するいこいの村涸沼（所在地：茨城県鉾田市、支配人：寺門史格、以下「当施設」）におきまして、この度、飲食等に使用する地下水から基準値を上回る PFAS（有機フッ素化合物）が検出されました。

つきましては、お客様および関係者の皆様の健康と安全を最優先に考慮し、安全性が確認できるまでの間、当施設の営業を一時休止することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

日頃より当施設をご利用いただいておりますお客様、ならびにご協力いただいている関係者の皆様に、多大なるご心配とご迷惑をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1 営業休止の概要

対象施設：いこいの村涸沼（鉾田市箕輪 3604）

休止期間：2026 年 9 月 29 日（火）～ 当面の間

※ 安全確認ができ次第、再開時期を改めてご案内いたします。

対象範囲：宿泊、レストラン、日帰り入浴、その他館内付帯施設すべて

2 検査結果

採水日：2026 年 9 月 10 日（木）

検査箇所：「いこいの村涸沼」敷地内の飲用井戸

検出結果：PFOS・PFOA の合算値 84ng/L（基準値：50ng/L 以下）

※ 本年 4 月の法改正により検査の必須項目として PFOS・PFOA が追加されたため、いこいの村涸沼では、今般の定期検査において初めて検査を実施しております。

(参考) PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）・PFOA（ペルフルオロオクタン酸）について

- 有機フッ素化合物の一種であり、PFOS については、半導体用反射防止剤・レジスト、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤などに、PFOA については、フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤など幅広い用途で使用されてきました。
- 現在は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）に基づき、製造・輸入等を原則禁止しています（PFOS は 2010 年、PFOA は 2021 年）。
- 健康への影響について、コレステロール値の上昇、発がん、免疫系等との関連が報告されています。しかし、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについては十分な知見はありません。そのため、現在も国際的に様々な知見に基づく基準値等の検討が進められています。
- 国内において、PFOS、PFOA の摂取が主たる要因と見られる個人の健康被害が発生したという事例は確認されていません。

環境省「PFOS、PFOA に関する Q & A 集（2024 年 8 月時点）」より

3 これまでの対応

いこいの村瀬沼において、直ちに館内における当該水源の利用を停止し、安全な供給体制への切り替えに向けた対策を検討しているほか、管轄保健所をはじめとする関係行政機関への報告・協議を開始しております。なお、現時点において、当施設ご利用のお客様における健康被害の報告は確認されておられません。

4 今後の対応について

現在、浄水システムの導入などの安全な供給体制への切り替えに向けた対策を、総力を挙げて講じております。営業再開の見通しにつきましては、再検査後に安全性が完全に確認でき次第、速やかにお知らせいたします。

5 お客様への対応について

すでに当該休止期間中におけるご予約をいただいているお客様に対しましては、順次個別にご連絡を差し上げ、ご予約のキャンセル手続き（キャンセル料は発生いたしません）や代替のご案内等の対応を開始いたしました。

また、これまでの施設のご利用に関するご相談がございましたら、お手数ですが下記までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

6 本件に関するお問い合わせ先

○本プレスリリースに係る内容など

茨城県開発公社（いこいの村瀬沼対応係）

電話番号：029-301-7000（代）

○予約の確認、これまでの利用に関する相談など

いこいの村瀬沼

電話番号：0291-37-1171

公式ホームページ：<https://www.ikoinomurahinuma.com>

2026年9月29日(火)
茨城県県民生活環境部環境対策課
鉾田市環境経済部生活環境課

鉾田市箕輪における PFOS・PFOA の基準値超過について

鉾田市箕輪に所在する飲用井戸において、地下水中の「PFOS^{ビーフォス}及びPFOA^{ビーフォア}」の水道水質基準値の超過を覚知したとの報告がありましたので、下記のとおりお知らせします。

- ※1 水道水質基準値 (PFOS・PFOA 合算値:50ng^{※2}/L)。水道水質基準値は、体重 50 kg の人が水を一生涯にわたって毎日 2 L 飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと考えられるレベルとして国が設定した数値
- ※2 ナノグラム (ng) は、10 億分の 1 グラムを表す単位

記

1 報告のあった調査結果

- ・採水日：2026年9月10日(木)
- ・検査箇所：鉾田市箕輪地内
- ・検出値：PFOS・PFOA 合算値 84 ng/L (基準値：50ng/L)

2 対応

- ・周辺住民への周知・飲用指導
- ・基準値超過井戸周辺（概ね 500m の範囲）を対象に市が実施

(参考) PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸)・PFOA (ペルフルオロオクタン酸) について

- ・有機フッ素化合物の一種であり、PFOS については、半導体用反射防止剤・レジスト、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤などに、PFOA については、フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤など幅広い用途で使用されてきました。
- ・現在は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）に基づき、製造・輸入等を原則禁止しています（PFOS は 2010 年、PFOA は 2021 年）。
- ・健康への影響について、コレステロール値の上昇、発がん、免疫系等との関連が報告されています。しかし、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについては十分な知見はありません。そのため、現在も国際的に様々な知見に基づく基準値等の検討が進められています。
- ・国内において、PFOS、PFOA の摂取が主たる要因と見られる個人の健康被害が発生したという事例は確認されておりません。

環境省「PFOS、PFOA に関する Q & A 集（2024 年 8 月時点）」より

問い合わせ先

茨城県県民生活環境部環境対策課
電話 029-301-2966 (担当：福田、小笠原)
鉾田市環境経済部生活環境課
電話 0291-33-2111 (担当：大川、栗田)